

2. 単位の修得に関する規程（要旨）

(1) 本校の教育課程で定められた履修すべき教科・科目とその単位数は、すべて卒業に必要な修得すべき単位数とする。

(2) 次に該当するものは、進級または卒業することができない。

① 成績不振のもの

② 出席時数が不足したもの

(3) 原級留置（留年）が決定された場合は、当該学年におけるすべての教科・科目を再履修する。